

渋谷区告示第 29 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第 123 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 3 月 4 日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
ソフトタウン青山マンション敷地売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
(1) 名 称 ソフトタウン青山
(2) 所 在 地 東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 2 4 号
- 3 事務所の所在地
東京都港区南青山五丁目 1 番 2 5 号 北村ビル内
- 4 設立認可の年月日
令和 8 年 3 月 4 日
- 5 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
- 6 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。